

## 計画段階環境配慮書手続の導入について

## 1. 各都道府県・政令市の状況（H26.7 環境省調査）

## (1) 都道府県の状況

| 区分      | 都道府県数 | 備考   |
|---------|-------|--|
| 導入済     | 21    | 条例：北海道、茨城、東京、福井、愛知、滋賀、京都、兵庫、奈良、鳥取、島根、山口、香川、福岡、佐賀、長崎、大分、沖縄<br>要綱：埼玉、千葉、静岡 |
| 導入予定    | 1     | 条例：熊本(H28.4.1)   |
| 導入      | 22    |  |
| 検討中     | 14    | 福島、栃木、群馬、新潟、富山、石川、山梨、長野、和歌山、岡山、広島、徳島、宮崎、鹿児島                              |
| 導入しない予定 | 11    | 青森、岩手、宮城、秋田、山形、神奈川、岐阜、三重、大阪、愛媛、高知  |
| 計       | 47    |  |

## (2) 政令市の状況

| 区分      | 政令市数 | 備考  |
|---------|------|---|
| 導入済     | 12   | 条例：札幌市、横浜市、川崎市、新潟市、名古屋市、京都市、堺市、神戸市、北九州市、福岡市<br>要綱：千葉市、広島市 |
| 導入予定    | 1    | 条例：相模原市(H27.7.1)  |
| 導入      | 13   |   |
| 検討中     | 2    | 仙台市、さいたま市   |
| 導入しない予定 | 3    | 大阪市、吹田市、尼崎市   |
| 計       | 18   |   |

## 2. 導入しない予定の自治体における理由とそれに対する見解

| 導入しない理由   | 自治体数 | 当県の見解  |
|---|------|--|
| ①法でも第2種事業に対しては配慮書手続を義務付けられておらず、法対象事業より小規模な条例対象事業に対して配慮書手続を課すことは、過度な負担になるため。 | 5    | これまで当県の条例案件はすべて国・県・市町村による道路や廃棄物処理施設の建設事業であり、それらの事業では通常行われている複数案での検討をアセス制度に位置付けるものであるため、過度な負担を負わせるものではない。 |
| ②既に技術指針等において、事業計画段階における複数案の検討を求めているため。                                      | 5    | 条例を改正して、知事意見の提出や住民意見の聴取などの手続を含めてきちんと制度を位置付け、透明性を確保した方がよい。  |
| ③条例対象事業の規模が、法対象事業よりもはるかに小さいため。  | 3    | 配慮書手続導入済の他自治体と比較して、当県の条例対象の規模要件が特に小さいわけではなく、導入しない理由にはならない。   |
| ④計画段階で事業計画地等の情報が明らかになると、企業活動に支障が生じるため。                                      | 2    | 法では、「事業の位置・規模」だけでなく、「建築物等の配置・構造」の複数案や、理由を明記すれば単一案も可能となっており、条例においても、民間事業に対する手続面での配慮を検討する。                 |
| ⑤配慮書手続を導入していない周辺自治体との均衡を図るため。   | 2    | 関東甲信越静岡ブロックにおいては、多くの自治体で配慮書手続を導入済（9都県市）又は検討中（6県市）であり、導入しない予定としているのは神奈川県のみ（理由は⑧）である。                      |
| ⑥廃棄物処理施設の案件が多く、実質的に複数案の検討が実施されているため。  | 1    | 実質的に複数案の検討がなされているのであれば、①に記載のとおり配慮書手続を導入しても大きな負担にはならない。   |
| ⑦配慮書手続により、審査期間が長期化し、復興事業に遅れが生じる恐れがあるため。                                     | 1    | 災害復旧事業については、条例で除外規定を設けており、そうしたケースに適切に配慮することは可能である。   |
| ⑧法対象事業や他自治体の事例における実効性を検証した上で検討するため。   | 2    | （当面導入の予定がないため「導入しない予定」としたものであり、「検討中」としてもよい内容）  |

### 3. 配慮書手続を導入する際の主な検討事項

#### (1) 計画段階環境配慮書の作成

##### ① 第1種事業の扱い

法と同様に配慮書の作成を義務規定とする。

##### 【理由】

- ・ 制度を導入する趣旨から、方法書以降の手続を必ず実施する第1種事業は義務付けが必要。
- ・ 法及び半数以上の都道府県（14/22）・政令市（9/13）で義務付けられているため。

##### 【課題】

- ・ 民間事業に対する配慮が必要（「建築物等の配置・構造」の複数案も認めるなど）

##### ② 第2種事業の扱い

法及びほとんどの都道府県・政令市では配慮書の作成を任意としているが、長野県、国、他の地方公共団体等が実施する事業については、配慮書の作成を義務規定とする。

##### 【理由】

- ・ 法及び都道府県（0/5）・横浜市を除く政令市（1/2）で任意とされているが、県、国、他の地方公共団体等が実施する公共事業においては、通常、複数案の検討を実施しており、大きな負担にならないと考えられるため義務規定とする。
- ・ それ以外の事業者が実施する事業については、その後に行われる判定手続において対象事業でなくなる可能性があり、そうした事業に対しても配慮書手続を義務付けるのは過度な負担になると考えられるため任意とする。

##### 【課題】

- ・ 配慮書手続を自ら実施することとした事業者に対しては、その後の手続において何らかの優遇を受ける仕組みを設ける検討も必要（その後の手続期間の短縮など）

##### ③ 配慮書手続を実施しない法第2種事業への条例による義務付け

条例の第1種事業と同等以上の事業と、条例の第2種事業と同等以上の事業のうち、長野県、国、他の地方公共団体等が実施する事業のみ義務付けとする。

##### 【理由】

- ・ 法第2種事業のうち、条例の第1種事業の規模要件より大きい事業種（廃棄物最終処分場等）については、その後に行われる判定手続において法対象事業でなくなった場合、条例の第1種事業として手続を行うことになるが、条例第1種事業は配慮書作成を義務規定とする予定であり、その均衡を取る必要があるため。
- ・ また、同様に、条例の第2種事業の規模要件より大きい事業種（土地区画整備事業等）は、その後に行われる判定手続において法対象事業でなくなった場合、条例の第2種事業として手続を行うことになるが、条例第2種事業のうち県等が事業者となる場合は配慮書作成を義務規定とする予定であり、その均衡を取る必要があるため。
- ・ 法第2種事業のうち、判定手続によって法対象事業でなくなった場合に条例対象事業に当たらない事業種（堰、放水路等）は、方法書以降の手続を行う場面がない。また、条例第2種事業に該当する事業種のうち、県等が事業者にならない場合、配慮書手続は任意であり、こうした事業に対しても、配慮書手続を義務付けるのは過度な負担になると考えられるため。
- ・ 半数以上の都道府県（13/22）・政令市（11/13）で義務付けしている。

##### (参考)

##### ➤ 環境影響評価法における取扱い

- ①第1種事業における配慮書の作成：義務（第3条の3）
- ②第2種事業における配慮書の作成：任意（第3条の10）

##### ➤ 導入済の都道府県・政令市における取扱い（22都道府県・13政令市）

- ①第1種事業における配慮書の作成の義務付け：都道府県 14/22、政令市 9/13
- ②第2種事業における配慮書の作成の義務付け：都道府県 0/5、政令市 1/2
- ③配慮書手続を実施しない法第2種事業への条例による義務付け：都道府県 13/22、政令市 11/13

参考) 法第2種事業と条例対象事業との関係

| 対象事業の種類    |       | 環境影響評価法                    |  | 長野県環境影響評価条例                |       |
|------------|-------|----------------------------|--|----------------------------|-------|
|            |       | 第2種事業                      |  | 第1種事業                      | 第2種事業 |
| 道路         | 一般国道  | 4車線以上かつ<br>7.5km以上10km未満   | 一般国道・県道等<br>4車線以上かつ10km以上                | 一般国道・県道等<br>4車線以上かつ7.5km以上 |       |
|            | 林道    | 幅員6.5m以上かつ<br>15km以上20km未満 |  | 2車線以上かつ<br>森林の区域等10km以上    |       |
| 河川         | ダム    | 貯水面積75ha以上<br>100ha未満      | 貯水面積50ha以上                               | 森林の区域等<br>貯水面積30ha以上       |       |
| 鉄道         | 鉄道・軌道 | 長さ7.5km以上10km未満            | 鉄道・軌道(特殊含む)<br>長さ10km以上                  | 鉄道・軌道(特殊含む)<br>長さ7.5km以上   |       |
| 飛行場        | 飛行場   | 滑走路長さ1,875m以上<br>2,500m未満  | 飛行場の設置全て                                 |                            |       |
|            | 滑走路新設 | 長さ1,875m以上<br>2,500m未満     | 滑走路の新設全て                                 |                            |       |
|            | 滑走路延長 | 長さ375m以上かつ<br>延長後1,875m以上  | 長さ500m以上                                 | 長さ375m以上                   |       |
| 廃棄物最終処分場   |       | 埋立面積25ha以上<br>30ha未満       | 埋立面積5ha以上または<br>埋立容量25万m <sup>3</sup> 以上 |                            |       |
| 土地区画整理事業   |       | 面積75ha以上100ha未満            | 面積100ha以上                                | 面積75ha以上                   |       |
|            |       |                            |  | 森林の区域等<br>面積30ha以上         |       |
| 新住宅市街地開発事業 |       | 面積75ha以上100ha未満            | 住宅団地の造成<br>面積20ha以上                      |                            |       |
| 工業団地造成事業   |       | 面積75ha以上100ha未満            | 面積50ha以上                                 | 森林の区域等<br>面積30ha以上         |       |
| 流通業務団地造成事業 |       | 面積75ha以上100ha未満            | 面積20ha以上                                 |                            |       |

※ 網掛けは、判定により法対象事業でなくなった場合に、条例対象事業として該当する部分

(2) 計画段階環境配慮書に対する知事等の環境保全の見地からの意見の提出

① 知事意見の提出

法においては、主務大臣及び環境大臣のできる規定になっている。

条例では知事の義務規定とし、方法書(第11条第1項)及び準備書(第20条第1項)と同様の規定ぶりとする。

⇒「規則で定める期間内に、事業者に対して、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。」

【理由】

- ・ 多くの都道府県(9/22)・政令市(13/13)で必須(「述べるものとする」)としているため。
- ・ 特段の意見が無い旨を含めると、法と同様できる規定とした場合と、実質的には変わらないため。
- ・ 方法書及び準備書の規定と変えるべき、明確な理由はないと考えられるため。

【課題】

- ・ 知事意見を述べる期間を、他の都道府県・政令市を参考に適切に設定する必要がある。

② 知事等の意見を述べる際の技術委員会からの意見聴取

法においては、技術委員会自体が規定されていないが、条例では方法書(第11条第3項)及び準備書(第20条第3項)と同様の規定ぶりとする。

⇒「知事は、配慮書について長野県環境影響評価技術委員会の意見を聴くものとする。」

**【理由】**

- ・ 半数以上の都道府県(17/22)・政令市(9/13)で必須(「意見を聴くものとする」としているため。
- ・ 配慮書段階においても、専門的な見地からの意見聴取は必要であるため。
- ・ 方法書及び準備書の規定と変えるべき、明確な理由はないと考えられるため。

**【課題】**

- ・ 知事意見を述べる期間が短いため、技術委員会の意見聴取を迅速に行う必要がある。

**③ 知事等の意見を述べる際の関係市町村の意見聴取**

法においては事業者の努力規定としているが、条例では方法書(第11条第2項)及び準備書(第20条第2項)と同様に知事の義務規定とする。

⇒「知事は、期間を指定して、配慮書について関係市町村の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。」

**【理由】**

- ・ 半数以上の都道府県(15/22)で必須(「意見を求めるものとする」としているため。
- ・ 法の場合と異なり、知事意見を述べる際の参考として知事が行うものであり、地域の状況をよく承知している市町村長の意見は重要であるため。
- ・ 方法書及び準備書の規定と変えるべき、明確な理由はないと考えられるため。

**【課題】**

- ・ 知事意見を述べる期間が短いため、市町村長の意見を求める期間を適切に設定する必要がある。

**④ 住民からの意見聴取の義務付け**

法においては事業者の努力規定としているが、条例においては以下の理由により義務規定とする。

**【理由】**

- ・ 多くの都道府県(9/22)・政令市(12/13)で義務規定としている。(ただし、意見の提出先は知事の場合又は事業者の場合の両方がある。)
- ・ 住民が意見を述べる機会を確保することはアセス手続きにおいて重要であり、事業者の努力規定として事業者の意思に委ねるのは適切でないと考えられること。
- ・ 方法書及び準備書の規定と変えるべき、明確な理由はないと考えられるため。

**【課題】**

- ・ 知事意見を述べる期間が短いため、住民が意見を述べる期間を適切に設定する必要がある。

**(参考)****➤ 環境影響評価法における取扱い(法第3条の5～3条の7)**

- ①主務大臣、環境大臣の意見提出：必要に応じてできる規定(評価書での規定ぶりと同じ)
- ②技術委員会の意見聴取：法では技術委員会の設置規定がなし
- ③関係自治体(知事を含む)からの意見聴取：事業者の努力規定
- ④住民からの意見聴取：事業者の努力規定

**➤ 導入済の都道府県・政令市における取扱い(22都道府県・13政令市)**

- ①知事(政令市長)の意見提出が必須：都道府県9/22、政令市13/13
- ②知事等の意見を述べる際の審査会からの意見聴取が必須：都道府県17/22、政令市9/13
- ③知事等の意見を述べる際の関係市町村の意見聴取が必須：都道府県15/22
- ④住民からの意見聴取の義務付け：都道府県9/22、政令市12/13